

白石町立あかり保育園の民営化に関する基本方針

白 石 町

令和4年3月

はじめに

公立保育園のあり方については、令和3年3月に白石町立あかり保育園のあり方検討委員会を設置し、各委員の意見等をいただき報告書を取りまとめました。報告書に基づき検討した結果、あかり保育園を民営化することとします。

民営化により軽減される町の負担分については、町全体の財政に寄与するとともに、新たな子育てニーズに応えていくなど、総合的な子育て支援策の充実に役立つものと考えます。

民営化の判断の要点は以下のとおりです。

- ① あり方検討委員会では、公立保育園のまま継続していくという選択肢も議論されましたが、このまま継続していくのであれば公立としての役割や効果がこれまで以上に大きなものを求められることになるが、現状の私立保育園の運営がおおむね良好なことから、公立と私立の差がほぼない状況であること。同時に公立保育園の運営費が私立保育園の運営費と比べ多額の一般財源が必要であるため、町財政等の状況を考えると公立のまま継続するのは困難な状況であること。
- ② この先の少子化の状況を考えれば廃園という選択肢も議論されましたが、保育園は子育て世代にとって、地域でのコミュニティ形成に必要であり、今、保育園は「量から質」へと変化しており、低年齢児保育、延長保育、一時保育事業等、地域の子育て支援の拠点として多機能化していること。10年後、20年後の園児数においても現在の町内9か所の保育園等で保育の提供ができると考えられ、町内8小学校区のうち、ひとつの地域だけ子育て支援の拠点である保育園をなくすという事は不公平感が残ると共に地域子育て支援サービスの低下が懸念されること。
- ③ あり方検討委員会の報告では、あかり保育園の運営方針を決定されるにあたっては、限りある財源と資源を有効に活用し、保育園が行う様々な地域子育て支援について、保育士不足や財政面などの理由で利用者に不利益が出ないように、また、保護者や子どもたちが安心して地域の保育サービスを利用できるよう配慮すべきとの提言をいただいていること。

の3点です。

白石町の公立保育園民営化については、白石町立保育園運営基本方針(平成22年4月策定)において、運營業務について、社会福祉法人等に委託する指定管理制度を導入したことに始まります。明日の社会基盤を支える子どもたちの健やかな育成と女性の社会進出・就労支援のため、多様化する保育需要への対応と総合的な子育て支援対策の充実が求められています。このような多様化する子育て支援に応えるためにも、効率的な行財政運営を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう努めていきます。

保育所民営化の基本的な考え方

白石町の公立保育所の民営化の目的は、

- ① 総合的な子育て支援事業等を推進すること。
- ② 民営化した保育所で、より柔軟な特別保育事業の拡充を図ること。
- ③ 保育所施設整備を実施すること。
- ④ 民営化により町財政の長期的な健全化を図ること。

の4点です。

公立保育園と私立保育園は、同じ保育基準・保育指針のもとに保育を実施しており、民間参入は特に問題はないと考えます。

今後は、私立保育園において、特別保育事業の実施における延長保育、一時保育など、より柔軟で新たな保育事業への取り組みが期待されており、多様な保育ニーズに 대응していくことが、これからの白石町全体の子育て支援の充実につながるものと考えます。

保育所民営化の方法

1 民営化を行う保育園

白石町立あかり保育園

2 民営化の手法

民営化の手法は、保育園の設置主体、運営主体ともに民間に移行する「民間移管」を予定しています。保育所の運営だけを民間に委託する「公設民営」の場合、町が施設の設置者として残るため、受託者の機動的な対応は制限されます。

また、民営化することにより、私立保育園は国や県から保育運営・園舎建設に対する補助金を受けられることから、安定的な経営確保が見込める「民間移管」方式を予定しています。

3 移管先法人の選定

保育の質の維持・向上ができる、保育園等の運営経験を有する社会福祉法人または学校法人を移管先法人の対象とします。

選考の主眼点は、

- ① 子育て支援事業に積極的に取り組み、保育需要に柔軟に対応していくこと。
- ② 多様な保育需要に対応するため、町が指定する特別保育事業を実施すること。
- ③ 保育所施設整備の早期取り組みに積極的であること。
- ④ 保育及び保育園運営を、継続的に安定して実施できる体制であること。

です。

なお、選定に当たっては、公募でプロポーザル(企画提案)方式を採用し、良質で高度な保育内容を確保するために、学識経験者、保護者代表、公立保育所の園長等を構成員とした選定委員会を組織し、移管先候補法人を選定します。

児童福祉法の改正により、これまで原則、地方公共団体、社会福祉法人に限られていた保育所の運営主体が、企業、学校法人、NPO等の団体、個人でも認可の対象となりましたが、社会福祉法人または学校法人以外の運営主体では保育園運営の実績が無いなどの課題も考慮し、移管先の対象外とします。

4 移管のための条件整備

移管のための条件は、前回までの民営化と同等の取り扱いを予定しています。

① 土地は、継続して保育業務に供するとの条件で無償貸与を予定。

② 建物及び備品は、継続して保育業務に供するとの条件で無償譲渡を予定。

無償貸与及び無償譲渡の理由は、移管先法人の初期投資が軽減されることによる保育内容充実の効果を期待してのものです。

5 職員への対応

民営化されるあかり保育園に配置されている保育士(会計年度任用職員)については、移管先法人へ積極的な雇用を要請します。このことにより、継続した保育が可能となり、子どもたちの負担が少しでも解消する効果が期待できます。

6 円滑な移管

保育士等職員が入替わりによる入所児童への影響を解消するため、1年以上前には移管先候補法人を決定し、1年間をかけて業務の引継ぎを行います。

また、町(公立保育園)・移管先法人・保護者の三者懇談会を随時開催し、円滑な移管に向けての意見交換などを実施します。

なお、民営化後、一定期間はその成果を検証するため、第三者による評価機関を設け、経過観察を行います。

7 施設改修等

早期に大規模修繕の必要が生じないよう、点検・整備のうえ引き渡す。

保育所民営化のスケジュール

1 計画的な移管

令和4年度中に移管先候補法人を決定し、令和5年度で町(保育園)・移管先法人・保護者の三者懇談会や引き継ぎ保育を実施した上で令和6年4月に民間へ移管予定とします。

2 民営化までの流れ

令和4年度	<ul style="list-style-type: none">○民営化に関する基本方針の決定 ○保育園保護者説明会 ○保育園運営事業者選定委員会の設置<ul style="list-style-type: none">・募集要領及び選定要領の制定 ○移管法人候補公募 ○保育園運営事業者選定委員会<ul style="list-style-type: none">・一次審査は書類審査及び応募法人のヒヤリング審査・二次審査は、現在運営している保育園の現地審査・法人との移管事業協議 ○民営化保育園の移管法人の決定 ○移管法人による保育園保護者説明会
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">○保護者・法人・町による話し合いの場の設置 ○スムーズな移管に向けた引継ぎ保育等の実施 ○令和6年度園児募集
令和6年4月	<ul style="list-style-type: none">○民営化の実施(法人による運営の開始)